

令和3年（行ウ）第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原告 福地 裕行

被告 白糠 町

答 弁 書

令和3年10月29日

釧路地方裁判所 御中

〒085-0833 釧路市宮本1丁目3番11号

弁護士法人 笠井・伊藤法律事務所（送達場所）

TEL 0154-41-5734

FAX 0154-41-2895

被告訴訟代理人弁護士 伊藤 明日佳



〒085-0821 釧路市鶴ヶ岱1丁目10番47号

弁護士法人 稲澤法律事務所

TEL 0154-42-6924

FAX 0154-41-6849

被告訴訟代理人弁護士 簗島 弘



第1 請求の趣旨に対する答弁

（本案前の答弁）

- 1 本件訴えをいずれも却下する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

(本案についての答弁)

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

第2 本案前の主張

1 処分性について

原告は、マスク着用を義務づけた処分及び発言禁止処分を受けたとして、それらの取消しを求めているが、処分取消しの訴えの対象となる処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為であり（行政事件訴訟法3条2項）、訴状にて引用されている判例のとおり、「その行為によって、国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」でなければならない。

この点、白糖町議会においては、令和2年3月3日（原告は、令和2年6月と主張しているが、正しくは令和2年3月3日である。）の議会運営委員会にて、新型コロナウイルスの感染予防対策について協議し、その後、同日に行われた全員協議会にて、議会運営委員会における協議結果が報告され、原告を含む全議員（13名）が、会議中はマスクを着用するとともに、議場及び委員会室入口に消毒液を設置し、手指の消毒を徹底するという方針を確認し、申し合わせたことは事実である。

しかし、全員協議会における感染予防対策方針の確認及び申し合わせは、原告の権利義務を形成したり、その範囲を確定する行為とはいえ、処分性のないことは明らかである。

この点は、発言禁止措置についても同様である。

白糖町議会においては、令和2年3月3日の申し合わせに基づき、以後、原告を含む全議員がマスクを着用し、手指の消毒を行った上で会議に出席していたが、原告は、令和3年7月5日の臨時会ではマスクを着用せず、フェイスシールド等、飛沫の飛散を防止する措置もとっていなかったことから、それらの

措置をとらないままで発言し、周囲に飛沫を飛ばすことを防止したものにすぎず、原告の権利義務を形成したり、その範囲を確定する行為に該当するものではないことは明らかである。

2 争訟性について

- (1) 最判平成30年4月26日裁判集民258号61頁は、地方自治法129条1項に基づく発言取消命令取消の訴えに関し、「普通地方公共団体の議会における法律上の係争については、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならない」と判示している。

原告が請求の趣旨第1項ないし第3項で求めている事項は、コロナ禍においていかに感染対策を講じながら、安全かつ円滑に議会を運営していくべきかという議会内部の措置に関するものである。かかる措置は、一般市民法秩序と直接の関係を有しないものであって、議会の自主的、自律的な判断に委ねられるべき事項である。

したがって、原告の請求（請求の趣旨第1項ないし第3項）は、法律上の争訟には当たらず、司法審査の対象とならない。

- (2) さらに、原告の損害賠償請求（請求の趣旨第4項）は、請求の趣旨第1項及び第2項の判断を前提とするものである。司法審査の対象とならない事項が前提となる損害賠償請求も不適法であり、却下されるべきである。
- (3) この点、原告は、令和2年11月25日の最高裁判決を根拠として、部分社会論は論理的に崩壊したと主張し、本件訴えは争訟性に問題はないと主張している。

しかし、上記最高裁判決は、地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となると判断したものにすぎず、本件で問題となっているような議会運営についての申し合わせや措置の適否が司法審査の対象となると判断しているものではない。

上記最高裁判決は、普通地方公共団体の議会が、地方自治法並びに会議規

則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる旨、地方自治法134条1項で定められており、同法135条によって、懲罰の種類及び手続が定められていることから、出席停止の懲罰を科された議員がその取消しを求める訴えは、法令の規定に基づく処分取消しを求めるものであって、その性質上、法令の適用によって終局的に解決しうるものというべきと判示しており、本件とは事案が異なることは明らかである。

また、上記最高裁判決は、出席停止の懲罰が科されることにより、当該議員がその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなることを挙げ、出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできないと判示しているところ、本件において原告が、議員活動に対し同程度の制約を受けているとは言い難く、この点からも、本件で問題となっているような議会運営についての申し合わせや措置の適否は、司法審査の対象となるものではない。

上記最高裁判決は、本件とは事案を異にしており、判例の射程外である。

3 被告適格について

原告は、白糠町議会を被告として、請求の趣旨第1項及び第2項のとおり処分取消しを求めているが、処分取消しの訴えは、当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないとされており（行政事件訴訟法11条1項）、白糠町議会は被告適格を有しない。

原告の主張するように、白糠町議会や白糠町議会の議長の行った措置が行政処分に該当するとして、その処分取消しを求めるのであれば、白糠町（ただし、この場合の代表者は、地方自治法105条の2により、町長ではなく議長である。）を被告とすべきであり、白糠町議会を被告とする本件訴えは、不適

法であり却下されるべきである。

4 出訴期間について

原告は、請求の趣旨第1項のとおり処分の取消しを求めているが、かかる訴えについて処分性及び争訟性が認められた場合であっても、出訴期間を徒過していることは明らかであることから、不適法であることに変わりはない。

原告の主張によれば、原告は、令和2年6月に、白糠町議会運営委員会より、マスク着用を義務づけた処分を受けたとのことである。

この点、議会運営委員会での協議を経て、全員協議会にてマスク着用等の感染防止対策方針を確認し、申し合わせたのは、上記のとおり正しくは令和2年3月3日であるが、原告の主張を前提とした場合でも、原告は、令和2年6月に申し合わせを知っていたのであるから、この申し合わせを処分であるとするならば、令和2年12月までに取消訴訟を提起しなければならなかったものである（行政事件訴訟法14条1項）。

また、原告の主観を問題としない場合であっても、処分の日から1年を経過した場合には、訴えを提起することはできないのであるから（行政事件訴訟法14条2項）、請求の趣旨第1項の訴えは出訴期間を徒過したものであって不適法であり、速やかに却下されるべきものである。

5 訴えの利益について

原告は、請求の趣旨第2項のとおり処分の取消しを求めているが、かかる訴えについても、処分性及び争訟性が認められた場合であっても、訴えの利益を欠くことから、不適法であることに変わりはない。

原告は、令和3年7月5日に、議長より発言禁止処分を受けたとして、その取消しを求めている。しかし、同日の議会はすでに終了しており、期日の経過により、取消しを求める訴えの利益は消滅していることは明らかである。

6 以上のとおり、原告の訴えは訴訟要件を欠き、不適法であることから、速やかに却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 請求の原因の第一について

原告が令和2年6月から現在まで白糠町の町議会議員の地位にあること、白糠町の町長が棚野孝夫であること、白糠町議会の議長が富田忠行であることは認める。

2 請求の原因の第二について

- (1) 第二の一の1は、上記第2の1に記載したとおり、令和2年3月3日の議会運営委員会にて、新型コロナウイルスの感染予防対策について協議をし、その後、同日に行われた全員協議会にて議会運営委員会における協議結果が報告され、原告を含む全議員が、会議中はマスクを着用するとともに、議場及び委員会室入口に消毒液を設置し、手指の消毒を徹底するという方針を確認し、申し合わせたことは認めるが、上記と異なる事実関係については否認する。

議会運営委員会で議決されたものであって処分性が認められるのであれば議会運営委員会という機関のなした立法作用とは異なった実質的な行政処分であるとの部分は否認ないし争う。

- (2) 第二の一の2は否認ないし争う。
- (3) 第二の一の3は認める。
- (4) 第二の一の4は否認ないし争う。
- (5) 第二の一の5は、白糠町議会委員会条例の各規定については認め、その余は否認ないし争う。
- (6) 第二の二の1は、白糠町議会では、マスクの種類性質等について具体的に定めていないこと、上記第2の1に記載したとおり、令和3年7月5日の臨時会において、白糠町議会の議長である富田が、飛沫の飛散を防止する措置をとらない原告に対し発言を禁止する措置をとったことは認める。

処分性が認められるのであれば白糠町議会の行った立法作用とは異なった実質的な行政処分であるとの部分は否認ないし争う。

- (7) 第二の二の2は認める。
- (8) 第二の二の3は、地方自治法の各規定については認め、その余は否認ないし争う。
- (9) 第二の三の1は認める。
- (10) 第二の三の2は一般論としては認める。
- (11) 第二の三の3は、白糠町議会会議規則及び地方自治法の各規定については認め、その余は否認する。
- (12) 第二の三の4は知らないし否認する。
- (13) 第二の三の5は否認ないし争う。

3 請求の原因の第三について

- (1) 第三の一の1ないし3の各規定については認める。各規定の解釈については、原告の意見であり、認否の限りではない。
- (2) 第三の一の4の(1)・(2)は、認否の限りでない。(3)は、否認ないし争う。
- (3) 第三の二の1及び2は、意見であり、認否の限りでない。
- (4) 請求の原因の第三の三の1は不知。
- (5) 第三の三の2は不知であるとともに、違憲違法を主張する点については争う。

4 請求の原因の第四について

- (1) 第四の一の1は、行政処分であるとの点は否認する。
- (2) 第四の一の2は認める。
- (3) 第四の一の3は認める。
- (4) 第四の一の4は否認する。
- (5) 第四の一の5は、判例については認め、本件がこれに該当するという点は否認する。
- (6) 第四の二の1は認める。
- (7) 第四の二の2は、判例については認めるが、その解釈と違憲違法を主張している点は否認ないし争う。

- (8) 第四の二の三は否認ないし争う。
 - (9) 第四の三の1は、行政事件訴訟法の規定は認め、本件が該当するとの点は否認する。
 - (10) 第四の三の2は否認する。
 - (11) 第四の三の3は争う。
 - (12) 第四の四の1は否認ないし争う。
 - (13) 第四の四の2は、行政事件訴訟法の規定は認め、その余は否認する。
 - (14) 第四の四の3は否認する。
 - (15) 第四の四の4は争う。
 - (16) 第四の四の5は認否の限りでない。
- 5 請求の原因の第五について
- (1) 第五の一は否認する。
 - (2) 第五の二は否認する。
 - (3) 第五の三は否認ないし争う。

第4 被告の主張

本案前の主張のとおり、原告の訴えは不適法であることから、被告の変更等、必要な補正がなされるまでは、認否のみにとどめることとする。

以 上